昭和四十五年政令第二百六十一号

国土調査促進特別措置法施行令

規定に基づき、この政令を制定する。 年法律第百四十三号)第二条及び第三条第三項の 内閣は、国土調査促進特別措置法(昭和三十七 (土地改良区その他の者)

第一条 国土調査促進特別措置法(以下「法」と いう。)第二条第二号の規定による政令で定め る者は、次に掲げる者とする。 一 土地区画整理組合 土地改良区連合

五 農業委員会 (国土調査事業十箇年計画に定めるべき国土調 合会 森林組合、 生産森林組合及び森林組合連

農業協同組合及び農業協同組合連合会

査事業の量)

第二条 法第三条第一項に規定する国土調査事業 する。 調査については調査面積について定めるものと に同条第二号に規定する土地分類調査及び地籍では基準点の数、同号に規定する基本調査並び 法第二条第一号に規定する基準点の測量につい 十箇年計画に定めるべき国土調査事業の量は、

この政令は、公布の日から施行する。

2

業十箇年計画に関する政令(昭和三十八年政令 第四十三号)は、廃止する。 国土調査促進特別措置法に基づく国土調査事

八 附 六 号 則 (昭和五三年七月一一日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和五十三 年十月二日)から施行する。